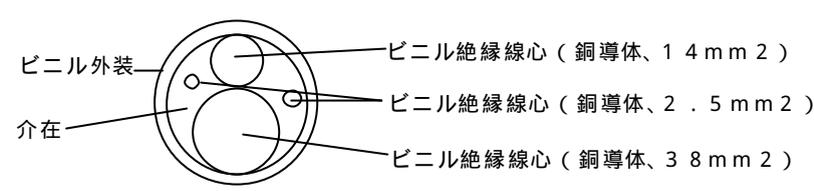


(別紙2)

電気用品安全法に関する解釈について

電力安全課

商品名等 (電気用品名等)	異種線心複合ケーブル	日付 平成14年10月15日
<p>1 内容</p> <p>用途、機能、性能 導体の太さ又は断面積が3つに区分されている多心のケーブルとキャブタイヤケーブルにおいて、異なった区分の導体サイズを使用した異種線心複合ケーブル。</p> <p>構造、仕様、意匠</p>  <p>主な使用者、販売先 事務所、ビル、工場等</p>		
<p>2 解釈</p> <p>内容 2.2 mm<sup>2</sup>以下の線心を含む異種線心複合ケーブルは特定電気用品として取り扱う。 また、ケーブルの型式は線心ごとに区分し、全体では1の電気用品として取扱う。</p> <p>理由 特定電気用品と特定電気用品以外の電気用品の複合品は安全性確保のため、特定電気用品として取り扱う。</p>		